

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 6 年 1 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 1 回定例総会議事録

署名委員 西 盛満

署名委員 里 義文

奄美市農業委員会第1回定例総会議事録

1. 招集日時 令和6年1月25日(木) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市役所 5階大会議室

3. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱手 薫	9	岸田 国広
2	泉 義昭	10	土浜 良二
3	日高 千夏	11	栄 和正
4	榮 清安	12	山田 正修
5	朝 郁夫	13	田中 幹雄
6	西 盛満	14	柿園三十昭
7	里 義文	15	大瀬 昭信
8	野崎 清志	16	中棚昭三十

4. 欠席委員 0名

5. 議事に参与した者

事務局長兼住用分室長	池 秀 平	事務局次長	勝 裕 美
笠利支所主幹兼分室長	中村 幸信		
住用会計任用職員	朝井 光徳		

6. 報告事項

- ・2月の総会日程について
- ・農地パトロールについて

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 議案第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 議案第 3 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 議案第 4 号 | 非農地の認定について |
| 議案第 5 号 | 農業振興整備計画変更申請に伴う
意見について（除外） |
| 議案第 6 号 | 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定の合意解
約）の決定について |
| 議案第 7 号 | 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決
定について |

議長	(岸田 会長) ただいまの出席委員は１６人、欠席者は０名であります。 総会は成立いたしました。 これから、令和６年第１回定例総会を開会いたします。 それでは、議事日程に入ります 日程第１ 会議録署名委員の指名を行います。 本総会の会議録署名委員には、６番 西 委員と７番 里 委員のお二人を指名いたします。 日程第２ 会期の決定を議題といたします。 本日の総会は日程通知のとおり議案第１号から議案第７号までの７件を予定しております。 お諮りいたします。 会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、本総会の日程は本日１日と決定いたしました。 本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。これにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。 日程第３ 議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請、No.１についてを議題といたします。 事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(池 局長) 議案第１号の３条許可申請について １ページをお開き下さい。 今月の農地法第３条の許可申請は１件で売買の申請でございます。 ５ページの案内図をお開き下さい。 No.１の申請農地につきまして、朝日小学校附属幼稚園近くの農地で、農

	地区分は第2種農地であります。 譲渡人の1筆の農地の面積は790㎡で兄弟間による売買の所有権移転の申請となります。 また、農地取得後は、主に果樹と野菜を栽培する予定であり、営農計画書も提出されております。 以上1件でございます。
議長	(岸田 会長) それではNo.1について担当調査委員による譲受人、譲渡人、土地について順次調査報告お願いいたします。
13番	(田中 委員) 譲受人についての説明 議案第1号農地法第3条の規定によるNo.1の譲受人について調査報告を致します 1月19日午後5時譲受人と電話で話しを聞くことが出来ました。 土地の所在等書類の記載内容に間違いのないことでした。 譲渡人は弟になるそうです。以前からこの土地は譲受人が耕作しており、弟さんが帰ってくる予定もないので購入することとなったそうです。以上報告いたします。
事務局	(勝 次長) 譲渡人についての説明 農地法第3条に係る調査報告を致します。 2ページのNo.1の譲渡人が鹿児島県にお住まいですので1月24日午後3時頃電話にて申請内容の確認をいたしました。 譲渡人の住所、移転する土地の所在、権利の設定等に係る対価等の記載内容にも間違いのないとを確認いたしました。 譲渡人は譲受人の弟で、全て兄の言った通りで間違いのないことです。 委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。
1番	(濱手 委員) 土地についての説明 農地法第3条の規定による許可申請書No.1の土地について調査報告を致します。 1月21日午後5時、畑の現地近くで待ち合わせて説明をしていただきました。 畑にはポンカンの木や野菜などすべての畑が利用されていました。 この畑は譲受人の弟の所有物件ですが弟さんは鹿児島県在住ですので、この畑はだいぶ以前より兄が利用しており今回、売買することになったとの事です。

議長	第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告致します。 ご審議の程よろしくお願い致しますとの事でした。 (岸田 会長) それではNo.1に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。 よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請，No.1について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。
事務局	日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請No.1～No.2について議題といたします。 事務局に議案の朗読と説明を求めます。 (池 局長) 議案第2号 4条の許可申請について 14ページをお開き下さい。 NO.1の申請農地につきまして、朝日中学校近くの農地で、農地区分は第2種農地であります。 15ページをお開き下さい。 申請地と隣接している土地につきましては別な土地から分筆された地番であります。 分筆する前につきましては平成24年第9回総会において5条申請が27-4の地番で申請がありました。 申請内容といたしましては1,015㎡の内577㎡を一般住宅地として承認され、その後完成しております。その後、一般住宅としての地番の分筆を行い隣の隣接地となったところです。 申請農地はそのままの状況で地目は畑であります。

	改めて、今回の申請地は隣接地との兼ね合いがあるもので貸駐車場としての申請であります 26ページの案内図をお開き下さい。 No.2の申請農地につきまして平集落の西側の端に位置しており周囲は畑に囲われていることから農地区分は第2種農地であります。 申請内容といたしましては一般住宅を建設する申請であります。 以上2件でございます。
議長	(岸田 会長) それではNo.1～No.2について担当調査委員による譲受人、譲渡人、土地について順次報告をお願いします。
1 番	(濱手 委員) 願出人についての説明 農地法第4条の規定によるNo.1について、調査報告を致します。 本人が入院中ですので奥様より話しを聞くことが出来ました。 1月23日午前11時30分頃、今回の駐車場予定の場所で待ち合わせいたしました。 この書類を見てもらい又、駐車場のスペースも見てもらいました。 この申請書の通り間違いのないとの事でした。 以上、報告いたします。 皆様のご審議の程よろしく願いいたします。
1 3 番	(田中 委員) 土地についての説明 農地法第4条の規定による許可申請No.1の土地について、調査報告を致します。 1月18日午後1時現地を確認いたしました。 17ページをご覧ください。土地は朝日中学校近くになります。 現在、この農地はすでに18ページのように貸駐車場の形に区画されていました。 別紙にて始末書が添付されております。 住宅に隣接する農地になるので生産性が低い農業に向いていない土地と判断致します。 以上、報告いたします。 ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	(岸田 会長) No.2の調査報告をお願いします

1 6 番	(中棚 委員) 願出人についての説明 議案第 2 号農地法 4 条の規定による許可申請についてNo. 2 の願出人の調査報告を致します。 1 月 1 8 日に願出人の畑で笠利事務局の竹山さん農業委員の土浜さん、推進員の前田さんと書類の確認と畑の確認を致しました。 願出人は現在、市営住宅に住んでいて夫婦の年間所得制限がオーバーしたため市営住宅を退出しなければならないと言うことでした。 申請者については申請書の内容と一致しているとの事でした。 住宅建設場所は本人の実家の隣の畑ですが登記所有者は本人でありなんら問題はないと思います。 皆様のご審議よろしくお願いいたします。
1 0 番	(土浜 委員) 土地についての説明 農地法 4 条の規定による許可申請についてNo. 2 の土地について調査報告を致します。 1 月 1 8 日午後 1 時 3 0 分、事務局の竹山さん、そして中棚委員、前田推進員と一緒に現地確認をいたしました。 申請地は現在、家庭菜園のような形で色々な野菜が植えられていました。周辺の農地への影響もなく問題ないと思います。 その他記載内容についても問題ないことを報告致します。 皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議長	(岸田 会長) それではNo. 1 ～No. 2 に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。 よって、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請, No. 1 ～No. 2 について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。 日程第 5 (岸田 会長) 議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請No. 1 ～No. 3 について議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案第 3 号 5 条の許可申請について

3 3 ページをお開き下さい。

今月の 5 条申請は 3 件で贈与が 1 件、売買が 2 件の申請でございます。

3 4 ページをお開き下さい。

No. 1 につきましては、先月の総会で許可通知をいたしました笠利町大字
辺留の農地との関連性がある農地の申請でございます。

申請地の農地区分は第 2 種農地であります。

申請内容といたしましては贈与で、その後土地の整備を行い駐車場として
利用するためです。

4 4 ページをお開き下さい。

No. 2 につきましては売買の申請で申請地の農地区分は第 2 種農地であり
ます。

No. 2 は No. 1 と同様、笠利町大字辺留の農地との関連性がある農地の申請
で、土地の整備を行い駐車場として利用するためです。

5 4 ページをお開き下さい。

No. 3 につきましても売買の申請で申請地の農地区分は第 2 種農地であり
ます。

No. 3 は No. 1 と No. 2 同様、笠利町大字辺留の農地との関連性がある農地の
申請で、土地の整備を行い駐車場として利用するためです。

なお、今回の 3 件の申請につきましては先月 3, 0 0 0 m²を超えた 3 3 -
1 との関連の申請であります。

また、奄美市において先月の許可された 3 3 - 1 は 1 月 1 0 日に開催さ
れた定例常設審議委員会による意見聴収で説明を行い、県から承認され
ましたことを報告致します。

以上 3 件でございます。

議長	(岸田 会長) 本案に対する担当調査委員による報告をお願いします。 まず、No. 1 から順次調査報告をお願いします。
7 番	(里 委員) 譲受人についての説明 議案 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請書について No. 1 の譲受人の調査報告をさせていただきます。 1 月 1 6 日午後 1 時 3 0 分頃に笠利分室の竹山さんと推進員の福さんと 3 人で譲受人と申請地の農地において農地の現状確認調査及び聞き取り調査を行いました。譲受人は奄美市の職員として空港の電気の技術員の仕事をしていたとの事でした。定年退職後、サトウキビ農家として頑張っているとのことでした。譲渡人とは従弟関係との事でした。 申請地の農地に於いて長年に渡り譲受人がサトウキビを栽培されているとの事でした。2 年前から贈与の話があったとの事でした。 取得後は 1 2 月の定例総会に申請があがっていました隣の農地の宿泊施設利用者の駐車場として貸すとの事でした。土地の所在、及び権利の設定などに係る単価など記載内容に間違いがないとの事でした。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
7 番	(里 委員) 譲渡人についての説明 譲渡人についてご報告させていただきます。 1 月 1 6 日 1 2 時に電話で申請地まで来ていただけませんかとお願いをしたら体調が悪いので来れません。との事でしたので、電話で聞き取り調査を行いました。 自分は 1 人身で身寄りがなく唯一譲受人が従弟とのことでした。 2 年前から申請地の農地を贈与したいと考えていたとのことでした。 農地においても長年に渡り譲受人がサトウキビを栽培されているとの事でした。 土地の所在、及び権利の設定など記載内容に間違いがないとの事でした。 ご審議の程よろしくお願いいたします
7 番	(里 委員) 土地についての説明 土地についてご報告をさせていただきます。 現在、サトウキビが栽培されていました。 3 7 ページをお願い致します。場所に於いては 1 2 月に申請が上がっていましたホテル予定地の農地の隣の農地です。右側が住宅で左側が市有地があり手前に 5 条申請地が上がっています農地があります。 事前着工及び周辺の農地への影響はなく問題ないと思います。 農地を以前に 1 2 月に申請があがっていましたホテル予定地に行く道がないため 6 m 程通路を作るために譲ってくれないか相談を受けたが贈与の申請を予定していましたので断ったとの事でした。 この農地に行くには道が狭く 5 条申請があがっています。別な農地を利用して通っていましたが隣接地の農地が売買されたとのことでしたので農地に行く道が狭くなり車が通れなくなるので駐車場として貸すことに

議長	決めたとのことでした。 ご審議の程よろしく願いいたします
1 2 番	(岸田 会長) それではNo. 2 お願いします (山田 委員) 譲受人についての説明 農地法 5 条の規定による許可申請のNo. 2 について調査報告致します。 1 月 1 8 日午後 2 時頃、譲受人に直接お会いして、お話しを聞くことができました。 譲受人は駐車場を建設予定であります。4 5 ページの地籍図に宿泊施設が建設予定でありますので、駐車場として当該施設に貸し出すこととなり購入を決めたようです。 許可を受けようとしている土地の所在、地目、面積等は記載の通りであります。土地の対価も間違いありません。 土地の取得費等も自己資金で問題ありません。 事業計画書、被害防除計画書及び、誓約書、位置図、案内図、現況図等の必要書類も添付されています。 許可申請に問題ないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。
7 番	(里 委員) 譲渡人についての説明 議案 3 号農地法 5 条の規定による許可申請書についてNo. 2 の譲渡人の調査報告をさせていただきます。1 月 1 6 日午後 1 時 3 0 分に笠利分室の竹山さんと推進員の福さんと自分と譲渡人と申請地の農地に於いて農地の現状確認調査及び聞き取り調査を行いました。先ほども報告をいたしました但ホテル予定地の農地に行く道がないので 6 m 程の通路を作りたいので農地を譲ってもらえないか相談を受けたが最初は断ったとのことでした。その後に農地を全部買いますと連絡があり自分では分からないので娘と相談させたとのことでした。 この農地は県道の拡張工事の際に取られた残りの農地との事でした。 4 5 ページをお願いします。 隣接している農地については県道の拡張工事の際に法面になっている農地との事でした。 土地の所在、及び権利の設定に係る単価など記載内容に間違いのないとの事でした。 ご審議の程よろしく願いいたします。
7 番	(里 委員) 土地についての説明 土地についてご報告をさせていただきます。申請地は隣の住宅の方が農地を借りて野菜類を栽培していましたが今は耕作されていない状態でした。農地は雑草が生えている状態でした。申請地の場所は 4 7 ページをお願い致します。右側が個人の住宅があり後ろ側が 5 条申請のあがっている農地があり手前側が県道になっています。

議長 1 2 番 笠利 事務局 7 番	事前着工及び周辺の農地への影響もなく問題ないと思います。 ご審議の程よろしくお願いいたします。 (岸田 会長) No.3 お願いします (山田 委員) 譲受人についての説明 農地法 5 条の規定による許可申請書の No. 3 について調査報告いたします。 1 月 1 8 日午後 2 時頃、譲受人に直接お会いしてお話を聞くことが出来ました。 譲受人は駐車場を建設予定であります。4 5 ページの地籍図に宿泊施設が建設予定でありますので駐車場として当該施設に貸し出すこととなり、購入を決めたようです。 許可を受けようとしている土地の所在、地目、面積等は記載通りであります。土地の対価も間違いありません。 No. 2 の農地と No. 3 の農地の面積が違うのに取得費が同じなのは県道に接しているもので若干高いのではないかと思います。土地の取得費等も自己資金で問題ありません。 事業計画書、被害防除計画書及び誓約書、位置図、案内図、現況地図等の必要書類も添付されています。 許可申請に問題はないと思います。 ご審議の程よろしくお願いいたします。 (中村 室長) 譲渡人についての説明 農地法第 5 条の規定による No. 3 について調査報告をいたします。 1 月 1 6 日火曜日午前 1 0 時 3 3 分頃、譲渡人は高齢であるため実際に管理されている次女の娘婿と電話でお話を聞くことが出来ました。 土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないとの事でした。 皆様のご審議をお願いします。 (里 委員) 土地についての説明 議案 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請書について No. 3 の土地についてご報告させていただきます。1 月 1 6 日午後 1 時 3 0 分に笠利分室の竹山さんと推進委員の福さんと自分と申請地の農地に於いて農地の現状確認調査を行いました。農地は長年にわたり耕作されていない状態でした。場所については 5 7 ページをお願いいたします。 先程も報告を致しました 5 条申請が上がっています農地と農地の間の農地です。事前着工及び周辺の農地への影響もなく問題ないと思います。 ご審議の程よろしくお願い致します。
---	---

議長	(岸田 会長) これから本案に対する質疑に入ります。 No. 1 から No. 3 については関連性があるため一緒に質疑をお願いします。
5 番	(朝 委員) 申請地と隣接しているところ県道と法面と言うことでしょうか 申請地と県道と行き来できないのではないのでしょうか、またそうであれば県と協議しなければならないのですか
笠利 事務局	(中村 分室長) 県道と申請地には接道があります。また、農作業できるよう県が整備して道があり車一台分通れるようしています。
議長	(岸田 会長) 他に質疑はありませんか 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。 よって、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請，No. 1 ～No. 3 について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。
事務局	日程第 6 (岸田 会長) 議案第 4 号 非農地の認定について No. 1 ～No. 2 を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。 (池 局長) 議案第 4 号 非農地証明願いについて 6 5 ページをお開き下さい。 今回の申請は名瀬地区が 2 件の申請です。 6 6 ページをお開き下さい。 No. 1 の申請地つきましては令和 5 年 4 月の案件で本人からの要望により取り下げた申請であります。

	申請の土地の所在につきましては奄美市名瀬大字伊津部字小マタの 1 筆の申請であり農地区分は第 2 種農地であります。 7 1 ページの位置図 7 2 ページの案内図から名瀬小俣町の奥に奄美情報処理専門学校から更に奥の農地の申請でございます。 7 7 ページをお開き下さい。 No. 3 の申請地につきましては奄美市名瀬大字小宿字古里の 1 筆の申請であり農地区分は第 2 種農地であります。 8 0 ページの案内図から申請地の周辺は小宿小学校の裏手の農地です。周囲は畑に囲まれている地域で遊休農地が点在している地域でもあります。 以上 2 件でございます。 (岸田 会長) 本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 それぞれ担当調査委員から報告をお願いします。 1 3 番 (田中 委員) 願出人についての説明 議案第 4 号非農地申請No. 1 に願出人について調査報告致します。 1 月 1 9 日午後 5 時 3 0 分頃、願出人の奥様と電話で話しを聞くことが出来ました。 土地の所在等書類の記載内容に間違いのないとの事でした。 昨年 4 月にも申請されていましたが、総会前に取り下げられたものです。 非農地認定後には売却を予定しているとのことでした。 以上、報告致します。 1 2 番 (山田 委員) 土地についての説明 この土地の地番は奄美市名瀬伊津部となっていますが、現地は小俣町の奄美情報処理専門学校の上に 1 0 分ほど歩いたところになります。 この非農地証明願いは 4 月に申請が提出され、願出人のご同行のもと現地確認しました件になります。その後、取り下げとなりました。 取り下げとなったのは、同意書の許可をもらったのですが、まだ少し納得されてなくて、それなら一度取り下げをしますとのことで取り下げ、同意者と充分時間をかけて話しをされ、同意をいただき今回の申請となったようです。池局長と話しをしまして前回と何も変わることがないということで、前回と同じなのか、電話で確認をすればよいとのことで 1 月 2 0 日、午後 6 時 2 0 分頃、電話確認致しました。何も変化はありませんとのことでした。 7 4 ページの下段に写真が添付されていますが、二つの小屋が見えています
--	--

	がその奥が願出人の土地になっています。 整地をして、コンクリートを敷いた方の土地の持ち主が別の方で 73 ページに始末書が添付されています。その中に名前が出ています。その方の私有地になっていますので奥の農地には行けません。 従来からあった農道は写真の右側、崖の下にあって途中で崩れていて使えませんとのことでした。 農地として使える場所ではないと判断致しました。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	(岸田 会長) 続いて No. 2 お願いします。
12 番	(山田 委員) 願出人についての説明 非農地証明願い申請 No. 2 の願出人について調査報告致します。 1 月 20 日午後 6 時頃に電話確認致しました。 調査一覧表にある連絡先に電話したところ不動産屋が出ました。 不動産屋は非農地証明を持参した使者であることからあなたが代理であることはおかしいですよと願出人の電話番号を聞き掛けなおしてお話しをお聞かせ致しました。 土地の表示、地番、面積等間違いありません。 現況も記載している通りであります事でした。 ご審議くださいということですが、この件は土地の調査員の報告を受けてから合わせてご審議の程よろしくお願い致します。
6 番	(西 委員) 土地についての説明 1 月 23 日火曜日午前 10 時頃、池局長と山下推進員と申請地な確認を致しました。78 ページから 81 ページにありますように小宿小学校の正門から 100 m 山手の方に行ったところです。 申請地は住宅地に近く山裾で道路より 2 m 上がった畑となります。 三角形の畑で現状は草を刈られている畑でした。 以上報告致します。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	(岸田 会長) これから本案に対する No. 1 ～ No. 2 の質疑に入ります。 質疑はございませんか
11 番	(栄 委員) 67 ページの同意書について、筆跡が同じで印鑑が押しているのですが確認は取れているのでしょうか

事務局	(池 局長) 確認はしていませんが印鑑を押していることで同意とみなしておりますが今後、改めて同意者への確認を行いたいと思います。
2 番	(泉 委員) 筆跡については契約書とかにおいて本人ではなく裁判されたら負けだと思います。同意書については確認した方が良いでしょう。
事務局	(池 局長) 改善して同意については電話にて確認したいと思います。
議長	(岸田 会長) 他に質疑はありませんか、質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。 よって、議案第 4 号 非農地の認定について No. 1 ～ No. 2 については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。 日程第 7 議案第 5 号 奄美市農業振興地域整備計画の変更（除外） No. 1 について議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
事務局	(池 局長) 奄美市農業振興地域整備計画の変更（除外）について 8 2 ページをお開き下さい。 今月の奄美市農業振興地域整備計画の変更について、除外 1 件の申請であります。 この除外 1 件の申請につきましては農振の担当者であります名瀬総合支所 農林水産課 農政水産係 勇係長から説明のほどよろしく願いいたします。

農林 水産課	(勇 農政水産課係長) 農林水産課 勇です。 今回の案件につきましてですが、１件ございます。 個別の除外の手続きとなります。では資料に基づき説明させていただきます。 件１、No.１の申請者について説明させていただきます。 当該土地は、市笠利支所から西へ約1.8キロに位置し、農振農用地区域内に存在しています。 しかしながら、当該土地は、縦横の２辺を農用地区域の外の地域に接しております。 また直近の農用地区域も飛び地の様相であり、また周囲の農地利用状況は耕作放棄地も多く、 優良な農地であるとの判断は難しいものがあると言えます。 現況は農用地区域内に指定をされておりますが、農地の集団性や重要性としては薄いものと思われます。 このことから、除外手続き要件には問題がないものと勘案されますが、調査結果などを踏まえた会としてのご見解とご意見を頂戴したく、お願い申し上げます。 以上、皆さまのご審議をお願い致します。
議長	(岸田 会長) 本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 それぞれ担当調査委員から報告をお願いします。
7 番	(里 委員) 申請人についての説明 議案第５号奄美市農業振興地域整備計画の変更、除外の申請人についてご報告させていただきます。 １月１７日午後１時３０分に笠利分室の竹山さんと委員の泉さんと推進員の岩元さんと自分と申請人は仕事のため来れないとのことでしたので旦那さんと娘さんと申請地において農地の現状確認調査及び聞き取り調査を行いました。申請人は笠利において保育園の先生として仕事をしていたとの事でした。今回、娘さんが自分の住宅を建設したいと相談を受け建設予定地を探していたが単価が高くて母親の所有する農地をお願い

	されたとの事でした。近くには両親の実家があり兄さんが住んでいるので安心も出来るとの事でした。土地の所在、及び権利の設定など記載内容に間違いのないとの事でした。 ご審議の程よろしくお願いします。
2 番	(泉 委員) 土地についての説明 農用区域から除外申請を行い土地利用者である子が一般住宅の建設を予定しており具体的な変更理由は 85 ページに記載されている通りです。分筆予定後の住宅配置図、分筆予定図は 90 ページから 91 ページに記載されています。 申請地の確認は、岩元委員、里委員、竹山農業委員会事務局、泉で 1 月 18 日木曜日、午後 1 時 30 分頃に、申出代理人の夫と娘の立ち合いの下行われました。 申請地は市道を喜瀬打田原集落の入り口付近に位置しており、隣接地は住宅が立ち並んでおり当初、申請地は雑草地等で隣接農地の境界線の確認が難しい状況だったために草刈りを行い整備したとの申し出であります。 隣接地並びに周辺の農地は何も耕作されておらず、雑草地と木に囲まれており農業用地としては利用できない状況にあり申請書のとおり、農振地除外に該当すると判断します。
議長	(岸田 会長) これから本案に対する No.1 の質疑に入ります。
5 番	(朝 委員) 申請地の地番と配置図の地番が異なっているのはどういうことでしょうか。どれが正しいのでしょうか
農林 水産課	(勇 農政水産課係長) 申請書の地番はこれで合っています。配置図の地番につきましては分筆後の地番が法務局ではこの地番となっております。 これにつきましては除外後の地番であります。
議長	(岸田 会長) 他に質疑はありませんか
11 番	(栄 委員) 今の説明の中で口頭での農振地域が飛び飛びとなっていることについて図面上では一体どうなっているのか、それを農業委員会のほうで調べてくださいといってもわかりませんが、これについてどうですか。
農林 水産課	(勇 農政水産課係長) 一筆一筆の農振地域であるかどうかについては今後、添付するようにいたします。

議長	(岸田 会長) 他に質疑はありませんか 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件No. 1 について賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。 よって、No. 1 について奄美市農業振興地域整備計画の変更除外については、適当という意見を市長に答申することに審議の結果決定いたしました。 日程第 8 議案第 6 号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定についてと 議案第 7 号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定についてを議題といたします。
事務局	事務局に議案の朗読及び説明を求めます。 (池 局長) 議案第 6 号農用地利用集積計画（合意解約）の決定について 議案第 7 号農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について 9 7 ページをお開き下さい 先ずは議案 6 号農用地利用集積計画（合意解約）の決定について説明致します。 9 8 ページの総括表、9 9 ページの終期管理表をお開き下さい。 合意解約につきましては笠利地区の 2 4 件で 5 5, 6 0 9 m²、となっております。 解約の理由につきましては、全筆農地中間への契約となります。 1 0 4 ページをお開き下さい 議案 7 号農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定につきましては利用権の合意解約を含めた面積の契約となります。 特に今回については須野崎原地区における令和 5 年度機構集積事業によ

議長

る協力金により３８．５ヘクタールの集積を行い補助金が１，０２３万円承認することとなりました。

内容につきましては集落が補助金の使い道を決めることができる事業でございます。

以上、議案６号、７号の説明でございます。

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていることを報告いたします

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第６号～７号について承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようでしたら、協議会へ移します。

< 協議会 >

1. 協議事項

※ 農地パトロールについて各地区の協議内容報告

(名瀬地区) 日高委員からの報告

(住用地区) 柿園委員からの報告

(笠利地区) 泉 委員からの報告

2. その他

※ 2月の定例総会の時間について

2月26日(月) 9:30～
市役所5階会議室

それでは、正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議を終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

閉 会

令和6年1月25日

奄美市農業委員会
会長 岸田 国広

署名委員 西 盛満
署名委員 里 義文
作成者 池 秀平